

県民防災対策促進イベント実施業務に係る企画提案のための仕様書

1 業務の概要

(1) 業務名

県民防災対策促進イベント実施業務

(2) 業務の目的

県民の防災意識向上と具体的な防災行動の促進を目的としたイベントを企画し、年6回のイベントの円滑な運営を行う。

(3) 業務期間

契約締結日から令和6年3月15日まで

2 イベントの概要

(1) 実施日程 計6回

第1回：令和5年5月27日、28日

第2回：令和5年7月1日、2日

第3回：令和5年8月5日、6日

第4回：令和5年10月7日、8日

第5回：令和5年11月25日、26日

第6回：令和6年2月17日、18日

なお、今後の調整により、変更になる可能性がある。

(2) 会場 計6カ所

商業施設等 5カ所

アウトドアに関連したイベント 1カ所

なお、具体的な施設及びイベント名は、応募資格要件に適合した者に限り送付する。

(3) イベント内で実施する内容

○商業施設等で実施する場合

①家具固定相談会

②マイ・タイムライン作成ワークショップ

③災害伝承カードゲーム

④かがわ防災ナビのダウンロード案内

⑤パネルや防災資機材の展示

⑥著名人等（以下「出演者」という）によるトークショー等コーナー（2日間のうち1日のみ）

○アウトドアに関連したイベントで実施する場合

①～⑤ 同上

⑥「アウトドア×防災」をテーマにしたワークショップ（2日間）

3 委託業務の内容

受託者は、「2 イベントの概要」を踏まえつつ、県と十分な打ち合わせと連絡調整を図りながら、以下の業務を実施するものとする。

①当日タイムスケジュールの作成

②会場との調整、レイアウトの作成

③会場の設営（机・椅子等必要資機材の確保を含む）・撤去、看板、装飾、音響

④イベント中のスケジュール管理、資機材等管理、受付、来場者の誘導等

⑤トークショー等コーナーの企画・実施、出演者及び講師の提案、手配、謝金及び交通費の支払い

⑥ワークショップ等で使用する物品の調達

⑦配布物の作成、印刷（イベント1回につき1,000枚程度）

⑧ワークショップ用物品や配布物の封入作業

⑨展示用パネルの作成（アルミフレーム（吊下金具2箇所以上）付きB2サイズ、10枚）

なお、以下の業務は、委託業務に含めない。(以下②～⑤を実施するためのレイアウト作成、場所の設営等は委託業務に含む。)

- ①会場の申込み及び会場の借り上げに係る費用の支払い
- ②家具固定の相談対応
- ③マイ・タイムライン作成ワークショップでの指導
- ④災害伝承カードゲームの進行
- ⑤かがわ防災ナビのダウンロード案内

4 企画提案要領

企画提案書には、以下の内容を記載すること。

- ①イベント案（商業施設等で実施する場合の標準的な案を作成すること）
 - タイムスケジュール（2日間）
 - 会場レイアウト（約50平方メートル）
 - 実施体制
- ②著名人等（以下「出演者」という）によるトークショー等コーナーの企画
出演者の候補は、以下のすべてを満たす者とする。
 - ・防災士の資格を有する者または同等の知識を持つと認められる活動を行っている者
 - ・県民にある程度の認知度があつて集客を見込める著名人
 - ・受託者によって手配可能な者
- ③「アウトドア×防災」をテーマにしたワークショップの講師の候補
- ④展示用パネル案
 - 災害の恐ろしさを県民に感じさせることを意図するものであること。
 - 詳細なデザインや使用する写真等を企画提案時に10枚すべて示すことは求めないが、10枚それぞれについてどのような内容にするかは提案すること。
【例】パネル①：地震で家具が転倒するなどした室内の写真、パネル②：平成16年の台風で氾濫した財田川の写真、パネル③備蓄品の例示イラスト、パネル④…………
 - 終了後は県に納品することとし、別途使用できる仕様とすること。
- ⑤イベント内で実施する内容や広報等に関する提案（ある場合のみ）
- ⑥同種の業務実績（過去5年間程度で主なもの）

5 著作権

- (1) 本業務で新たに生じた著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）から第28条（二次的著作物の利用に関する著作権の権利）までに規定するすべての権利）については、県に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、県の事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。
- (3) 納入される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれる場合は、県が特に使用を指示した場合を除き、受託者の責任と負担において、当該既存著作物の使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。
- (4) 本業務に基づく作業及び成果物に関して、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、受託者の責任と負担において一切を処理すること。

6 特記事項

- (1) 内容及び作業スケジュールについては、契約後、県と協議を行いながら進めること。
- (2) 受託者は、受託者が行う業務については、一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議のうえ、その一部を委託することができる。
- (3) この仕様書の記載で判断できないことや、その他委託業務を遂行する上で疑義が生じた場合等は、県と受託者が協議して解決するものとする。